

ルイ・ヴィトン (Louis Vuitton) は高級バック等で有名ですが、例えば写真 A のバック (スピーディ 30) はルイ・ヴィトンの公式サイトでは¥114,480 となっています (出典: [jp.louisvuitton.com](http://jp.louisvuitton.com))。これに対して写真 B のバック (My Other Bag、右が正面、左が裏面) は\$38 (約¥4,200) となっています (出典: [myotherbag.com](http://myotherbag.com))。価格は約 30 分の 1 程度で高級感はなくルイ・ヴィトンが製造販売しているとは考えにくいですが、ルイ・ヴィトンは写真 B のバックが商標 (この場合の商標は文字ではなくデザイン) を希釈化し、商標権を侵害し、更に著作権を侵害しているとして製造販売者の My Other Bag (MOB) を提訴しました。この事件は連邦巡回控訴裁判所まで争われましたが (2d Cir. Dec. 22, 2016)、書面の関係でここでは上記の 3 つのクレームのうち商標権侵害についてのみ簡単に説明します。

商標権侵害で争点となったのはバック B がパロディかどうかです。パロディであれば公正使用 (fair use) の抗弁により商標権侵害の主張に対抗することができます。控訴裁においてルイ・ヴィトンの弁護士は MOB はパロディを意図して作成したものではないから公正使用の抗弁は成立しないと主張しましたが、裁判官は「これはジョーク。君がこのジョークを理解しないのは分かったが、これはジョークだよ。」と述べています。即ち、パロディかどうかは裁判官がそれをジョークとして認定するかどうかで、商標の所有者がどう考えるかではないということになります。

さてパロディとは何でしょうか。裁判所によるとパロディとは「商標の不敬な表現とマークの所有者が作り出した理想的なイメージとを並置することにより面白さをもたらす単純な形態」です。要するに、パロディは、オリジナルの商標が理解でき、それを揶揄するものである必要があります。MOB のバックはどうでしょうか。

まず、「My Other Bag」は周知のジョーク、例えば、ポンコツの車のバンパー等に「My other care is Porsche」 (私のほかの車はポルシェです) というステッカーを貼るようなジョークを使ったものであり、また、手書きのように変形されており、更に、本物は金持ちの女性がつ最高級バックのイメージなのに対し、MOB のものは布製のスーパーの買物袋のイメージであることを理由として、パロディの基礎をなす「ジョーク」であるとされています。

なお、写真 C (出典: [nydailynews.com](http://nydailynews.com)) は 2010 年のスーパーボールの TV 宣伝で登場した車の宣伝の一部で、車の「高級」感を訴えるために使われたものですが、これはパロディとは認められていません (Hyundai, 2012 WL 1022247)。考えてみてください。

A



B



(上記は一般論又は個人的見解で、個々のケースでの法律アドバイスを目的としたものではありません。)